

市民有志

金十円

金十円

積物一樽

⑤ 第四回ノ交渉

第一回交渉

第二回交渉

第三回交渉

第三報申通(報)通り

第四回交渉

五日午後五時十分ヨリ同五時五十分ニ

組合側交渉委員五名ハ前掲日時会社ニ訪

シ要件ハ前日ノ元ノト異レリト述ヘテ属(カ)所ハ

商會ヲ求メ左ノ要求書ヲ提付シタリ

要求書

一 満二十五歳以下ノ解雇者ヲ復職セシムルコト

一 兵役服役中ノ解雇ヲ取消スルコト

一 解雇手當ニ割増ヲ五割増トスルコト

一 傷害手當及治療費ヲ支給スルコト

一 勤続年数一年ニ満タル端数ハ一ケ年トシテ加算

スルコト

一 予告手當ニ週間ヲ五週間分支給スルコト

被誡首者一同

訂長 属 最 喜 殿

属所長ハ要求書ヲ一瞥シタル上会社トシテ之ニ  
應スルコト能ハス尚今後ハ場合ニ依リ代理者